事　務　連　絡
令 和 ３年 ４月 ７日

各都道府県　生活福祉資金貸付制度主管部局　御中
各都道府県・市町村　生活困窮者自立支援制度主管部局　御中
全国社会福祉協議会　御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室長

緊急小口資金等の特例貸付に伴う関係機関との連携について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

緊急小口資金等の特例貸付については、2月19日より、総合支援資金の再貸付の申請受付を開始し、新規貸付・再貸付の申請受付期間を令和3年3月末から同年6月末に延長したところです。こうした中、申請件数は上昇傾向が続いており、生活のお困りの方々へは柔軟な貸付を行うことで、確実に支援をお届けすることが期待されているところです。

また、緊急小口資金等の特例貸付の活用を検討されている方は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済的な困窮のみならず、精神的にも辛い状況に置かれている方が多いところであり、従来通り相談者に寄り添った丁寧な支援を行っていただくことが重要であり、必要に応じ、自立相談支援機関や福祉事務所等の関係機関と連携して支援することが求められます。

ついては、既に支援の現場において適切に対応されていると承知しておりますが、改めて下記についてご了知の上、必要な対応を行っていただきますよう、よろしくお願いします。

各都道府県生活福祉資金貸付制度主管部局におかれては、都道府県社会福祉協議会へ周知いただくとともに、各都道府県生活困窮者自立支援制度主管部局及び各市区生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、自立相談支援機関へ周知いただきますよう、よろしくお願いします。

また、全国社会福祉協議会におかれては、都道府県社会福祉協議会及び市区町村社会福祉協議会へ周知いただくようお願いします。

記

市区町村社会福祉協議会、自立相談支援機関、福祉事務所等の関係機関との連携については、「総合支援資金の特例貸付における3ヶ月を超える貸付に関する対応について」（令和2年7月２日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡）及び「緊急事態宣言の延長を踏まえた生活困窮者への追加支援パッケージについて」（令和3年２月２日厚生労働省社会・援護局保護課長、地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡）等においてお示ししてきたところです。

関係機関との連携が確実に行われるよう、改めて以下の対応をお願い申し上げます。

１　緊急小口資金等の特例貸付における運用の詳細については、既に問答集でお示ししているところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少等により一時的又は生活再建までの間に必要な生活費用が必要な方に対して、必要な額を迅速に貸し付けることが一層重要になっているという基本的認識に立ち、対応すること。

２　その上で、状況に応じて、求職者支援制度や生活保護制度などの制度を案内するなど、必要な支援につなげることが重要であり、自立相談支援機関や市区町村社会福祉協議会において、生活状況や本人の希望を確認し、求職者支援制度（ハローワーク）、生活保護制度（福祉事務所）へつなぐなど、対応を行うこと。また、必要に応じて、ハローワークや福祉事務所への連絡や同行、申請の支援を行うこと。

以上